

# 座間市議会だより

(4面から続く)

月額支払方式に戻すこと。

三 障害者の自立と社会参加に大きな役割を果たしている小規模作業所が、安心して運営が行えるよう、地域活動支援センターについて補助基準を引き上げること。また、希望する小規模作業所が義務的経費の諸事業に移行できるよう要件の緩和などの措置を講ずること。

四 コミュニケーション支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターなど地域生活支援事業に対する国の支援は不十分であり、自治体による格差が相当広がっている。よって、地域生活支援事業に対し、実際にかかった経費の二分の一を国が負担する仕組みに改めること。

五 障害程度区分の判定が身体動作に偏重しているため、精神障害、知的障害及び内部障害などの実態が正しく反映されず必要な障害者福祉サービスを受けられない等の問題が発生している。よって、障害ごとに、その特性が反映されるように、認定基準及び認定手続きを見直すこと。なお、児童に対する障害程度区分の導入はしないこと。

六 精神科病棟の転換等による「精神障害者退院支援施設」は病院の看板の掛けかえにすぎず、社会的入院を真に解消するものとはいえない。「精神障害者退院支援施設」の導入は、即時中止すること。

**介護保険の国庫負担増額を求める意見書**

団塊の世代が高齢期に入ることから、厚生労働省は二〇一四年まで

に介護職員を「四十万人から六十万人必要」と推計している。

介護職員は、一年間に離職した人の割合を示す離職率が二〇〇四年度二〇・二%で全産業平均の一七・五%に比べ高水準である。実労働時間も長い上、平均年収は福祉施設で働く男性介護員で約三百十五万円、ホームヘルパーで約一百六十二万円と全労働者平均を大きく下回っている。介護保険料は四月から平均二四%値上がりされ、基準額四千円以上の自治体が全体の三七%と三年前の五倍となつた。

厚生労働省は、給与見直しを掲げているがこのまでは給与水準引き上げには限界がある。サービスの扱い手の待遇改善には、国が財政投入を増額すべきである。

介護保険に対する国庫割合は二五%であり、そのうちの五%は調整交付金となっている。本市の場合、全体として二〇%を割っている。

国は、全国市長会や全国町村会などが要望しているように、国庫割合を三〇%にするとともに五%の調整交付金を国庫割合の枠外とするべきである。

**地域で安心して出産ができる助産所の存続を求める意見書**

二〇〇六年六月に成立した改正医療法第十九条によつて、助産所の開設者が嘱託する医師と病院(診療所)を定める規定が強化されました。これは出産の異常時等における母子の安全を確保することが趣旨です。

問題は、本来機能すべき地域医療体制や周産期医療システムの整備が不十分であるため、妊娠婦新生児の緊急時搬送体制が十分でないことがあります。このまま法が施行されれば、二〇〇八年度以降、助産所は新たな開業はもとより、存続さえ困難になります。

出産の八割は正常分娩であり、助産師が十分担えることは、日本の母子保健の歴史及び助産師を十分に活用しているオランダ、ニュージ

ーランド、イギリスなどで証明されています。

今、全国の助産所が閉鎖の危機に瀕している緊急事態及び産科医師・助産師、産科病院・診療所・助産所が不足し、「お産難民」が深刻化している現状にかんがみ、以下について要望します。

一 改正「医療法」第十九条の施行を当分の間、凍結すること。

(当分の間とは、産科医師や地域の産科病院不足の解消、または、左記二、三が整備されるまでの間をいう)

二 参議院厚生労働委員会の付帯決議(二〇〇六年六月十三日)に基づき、国及び地方自治体が、責任を持つ助産所の嘱託医・嘱託医療機関を確保すること。

三 国は、各都道府県の総合周産期母子医療センター及び各地域の中核病院や公的医療機関が助産所や診療所からの緊急搬送を円滑に受け入れられるよう、適宜適切な支援を講ずること。

四 国は、各都道府県における助産師養成枠の拡大と、質の高い助産師教育を促進すること。

五 参議院厚生労働委員会の付帯決議(二〇〇六年六月十三日)に基づき、国及び地方自治体が、責任を持つ助産所の嘱託医・嘱託医療機関を確保すること。

行われ、実際にさまざまな制度改正も行わってきたところである。しかししながら残された課題のうち、とりわけ相続税を中心とする税制の問題は、承継当事者・関係者にとって最大関心事の一つである。平成十九年度の税制改正大綱においても、今後の検討課題として事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討する必要性が明記されたところである。

以上のことから、中小企業の事業承継円滑化のために、税制改正など必要な措置を講じるよう、政府に対し強く要望する。

一 非上場株式等に係る相続税の減免措置について、抜本拡充を図ること。

二 非上場株式等に係る相続税の减免を図るために、税制改正などを国庫負担対象にすることを定めました。さらにこの制度は、

一 非上場株式等に係る相続税の减免を図るために、税制改正などを国庫負担対象にすることを定めました。さらにこの制度は、

二 非上場株式の相続税法上の評価制度について、事業承継円滑化の観点から見直しも含め、合理的な評価制度の構築を図ること。

三 相続税納税の円滑化を図るために、事業承継円滑化の観点から必要な措置を講じること。

四 地域安全・安心まちづくり推進法の早期制定を求める意見書

近年、子どもをはじめ、地域住民を巻き込んだ凶悪事件が頻発化しており、防犯に対する国民の関心は高まっています。「民間交番」の設置など、地域住民が自ら防犯活動を行う防犯ボランティア活動も活発化し、昨年末時点で、地域住民による防犯ボランティア団体は全国で三万九千九百三十一団体にも上ります。

安全で安心して暮らせる地域社会を築くには、警察の力に加えて住民みずから防犯活動を欠かすことはできません。現在、住民による活動が盛り上がりを見せる中、防犯ボランティア団体の活動を多角的にサポートするための法律制定が強く求められています。

よつて、政府におかれでは、「犯罪に強いまちづくり」への自発的な取り組みや防犯意識の向上のための活動を、国や自治体が総合的に計画的に支援することを責務とする内容を盛り込んだ「地域安全・安心まちづくり推進法」(仮称)を早期に制定し、次に掲げる施策を積極的に推進されること。

一 防犯ボランティアが「民間交番」をつくる際に、公有地や建物を貸し出したり、賃貸料補助等の財政支援を行なうなど、防犯拠点を整備するための「地域安全・安心ステーションモデル事業」を全国二千ヶ所へとふやすこと。

二 子どもの安全確保へ、スクールガードリーダー(地域学校安全指導員)等の配置を進め、公園、駅など多くの地域住民が利用する場所に子ども用の緊急通報装置の設置を促進すること。

三 地域で安心して出産ができる助産所の存続を求める意見書

一方、不登校は主に小・中学校で深刻化しており、文部科学省の調査(平成十七年度)によれば、小学校で〇・三三% (三百十七人に一人)、中学校では一・七五% (三千六人に一人、一学級に一人の割合)

と、学年が上がるにつれて増加する傾向にあります。

一方、不登校は主に小・中学校で深刻化しており、文部科学省の調査(平成十七年度)によれば、小学校で〇・三三% (三百十七人に一人)、中学校